

企画提案に関する質問書に対する回答

質疑番号	実施要領又は仕様書の項目番号	質疑内容	回答
1	実施要領 1. 業務概要 (2) 業務目的	本事業は、老朽化等の課題を抱えている小松市立図書館（本館）の整備を中心としつつも、「未来型図書館」は小松市立図書館3館（本館・南部図書館・空とこども絵本館）の視野でとらえているという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	実施要領 7. 企画提案書等の作成及び提出 (4) 提出方法	「持参または郵送」とありますが、郵送の場合は、日本郵便以外の宅配業者でお送りしてもよろしいでしょうか。	受付期間内必着であれば、郵送方法を問いません。
3	実施要領 7. 企画提案書等の作成及び提出 (5) 企画提案書作成上の留意事項	記載する内容はテキストに限らず図や表も任意で挿入することは問題ないという理解でよろしいでしょうか。また、フォントの種類や色については任意という認識でよろしいでしょうか。	図や表、写真の挿入、文字サイズやフォントの調整は可能です。
4	実施要領 7. 企画提案書等の作成及び提出 (5) 企画提案書作成上の留意事項	弊社に著作権を有する写真・画像や、別施設の運営において作成した資料を貼り付け、提案書を作成することは問題ないか？	問題ありません。
5	実施要領 7. 企画提案書等の作成及び提出 (5) 企画提案書作成上の留意事項	各業務内容の検討におけるプロセスのご提案は「③業務実施方針及び特に留意すべきと考える事項」（様式9）もしくは「⑤その他自由なアイデアによる提案」（様式11）に記載するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

質疑番号	実施要領又は仕様書の項目番号	質疑内容	回答
6	実施要領 7. 企画提案書等の作成及び提出 (5). ウ 企画提案書の構成	「②小松市立図書館の現在の機能に関する認識（様式8）」につきまして、「未来型図書館のあり方に関する調査研究報告書」から読み取れる参加者側の認識を求めておられますでしょうか？ もしくは、現図書館の現況調査や図書館職員の方々へのヒアリング等を行った上での認識を想定されてますでしょうか？	プロポーザル方式ということを踏まえ、判断してください。
7	実施要領 7. 企画提案書等の作成及び提出 (5). エ 総ページ数	「企画提案書は、総ページ数は表紙を含めて30ページ以内」とありますが、（様式12）業務工程表をA3片面で提出する場合、1ページと数えるということになるのでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	実施要領 7. 企画提案書等の作成及び提出 (5). エ 総ページ数	各様式について、総ページ数が30ページを超えなければ、各々の様式枚数が複数にわたって良いという認識で間違い不会いでしょうか？（様式7と12は除く）	お見込みのとおりです。
9	実施要領 7. 企画提案書等の作成及び提出 (5) 企画提案書作成上の留意事項	作成枚数に制限のある様式はございますでしょうか。また、枚数の多寡が評価に影響するわけではないという理解でよろしいでしょうか。	質疑番号7及び8の回答のとおり、企画提案書表紙（様式7）及び業務工程表（様式12）は、1ページとしています。また、企画提案書のページ数の多寡は評価に影響するものではありません。
10	実施要領 7. 企画提案書等の作成及び提出 (5). オ 個人情報の記載	「個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しない」について、実績（様式2）や体制調書（様式13）、見積（様式14）を除き、審査時に参加者が特定できない状態で公正に審査するために、個別企業や団体名を記載しないようにすることも意図されていますでしょうか？	企画提案書の各様式（様式2、7、14を除く）については、「商号又は名称」欄を設けてありますが、ご指摘のとおり審査における公平性確保の観点から、参加者が特定できるような商号又は名称、ロゴ・マーク等を削除した上で提出してください。

質疑番号	実施要領又は仕様書の項目番号	質疑内容	回答
11	実施要領 8. 審査方法 (2) 一次審査	8. (3). ウに定める評価基準のうち「機能・サービス内容に関する考え方（様式10）」の良否を評価する基準はどれに該当しますでしょうか。	8. (3). ウの審査項目「企画提案」-「業務の実施方針及び留意事項の適正さと提案事項の有用性」のうち、評価基準「未来型図書館の基本方針の作成について、独自の提案や追加の提案がなされているか評価する。」に該当します。
12	仕様書 5. 業務内容 (2) 未来型図書館の基本方針の作成	公共施設のあり方について、H26.12策定の「小松市公共施設マネジメント計画」以外に検討（例えば、公共施設等総合管理計画、個別施設計画など）されているのでしょうか。ご教示ください。	小松市では平成26年12月策定の「小松市公共施設マネジメント計画」を公共施設等総合管理計画に位置付けています。 個別施設計画は未公表ですが、参考として、公の施設管理運営評価制度による評価結果の中で、今後の管理方針等を示しています。（掲載先 https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/kanzaisoumu/kounoshisetsu/1/index.html ） また、小松市公共施設マネジメント計画は、令和3年度末に改訂を行い、今後、市ホームページで公表の予定です。
13	仕様書 5. 業務内容 (2) 未来型図書館の基本方針の作成	立地候補地の検討については、「未来型図書館のあり方に関する調査研究報告書」に記載の立地候補地エリアにおける公共施設を中心に機能融合も含めた観点から検討するという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、受託者の企画提案に基づき他の施設を加えることも可能です。
14	仕様書 5. 業務内容 (2) 未来型図書館の基本方針の作成	「事業手法・運営体制の検討・提案」が業務に含まれておりますが、今年度中に実施方針の公表、公募の開始までは行わないという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
15	仕様書 5. 業務内容 (3) 市民ワークショップの支援	ワークショップの参加者をどのように集めるか想定しているのでしょうか。	小松市において、令和3年度に開催した講演会や市民ワークショップの参加者をはじめ、意見交換会を行った各種団体への案内のほか、ホームページやチラシの配布等で広く周知を図り、参加者の募集を行っていく予定です。

質疑番号	実施要領又は仕様書の項目番号	質疑内容	回答
16	仕様書 5. 業務内容 全般 (3) 市民ワークショップの支援	業務項目をそれぞれ単体でとらえるのではなく、効果的に組み合わせた実施や進行を提案すること（より効果的と考える実施方法の提案）は可能でしょうか。 また、ワークショップの回数・人数・グループ分けについて仕様書において具体的な指定がありますが、業務全体としての位置づけや検討状況にあわせてより効果的と考えられる回数や人数の増減についてもご提案の余地はありますでしょうか。	業務要求水準を下回らない限りにおいて、ご提案ください。
17	仕様書 5. 業務内容 全般 (3) 市民ワークショップの支援	ワークショップについて、基本構想策定委員会にて想定している内容やスケジュールは定まっているか？ 6回以上のワークショップ開催を提案し支援した場合、審査時の採点にプラス考慮されるか？	基本構想策定委員会は6月下旬に第1回会議を予定しています。市民ワークショップは、第1回基本構想策定委員会終了後に第1回の開催を予定しています。 基本構想策定委員会及び市民ワークショップのいずれも、各会の内容やスケジュールは現在検討中です。 市民ワークショップの開催回数の提案については、質疑番号16の回答のとおりです。
18	仕様書 5. 業務内容 全般 (4) 小松市未来型図書館基本構想策定委員会の支援	有識者含め、委員会の参加総人数は何名ほどか？委員会の構成メンバーや組織図は、市民に公開を予定されているか？ また、運営支援に際して、委員会参加が求められる必要人数は定まっているか？	基本構想策定委員会は有識者等8名程度で構成し、本業務の受託者決定後に市ホームページでの公開を予定しています。 運営支援に際し、本業務の実施に支障がなければ、委員会への参加人数は問いません。
19	仕様書 5. 業務内容	新型コロナウイルス感染症対策の配慮やコミュニケーションの効率化のため、会議等についてはオンラインで実施する場合も想定して問題ないでしょうか。	仕様書5. 業務内容「(3) 市民ワークショップの支援」及び「(4) 小松市未来型図書館基本構想策定委員会の支援」は、対面形式での開催を予定しています。ただし、新型コロナウイルス感染症の状況によってはオンラインによる開催とする場合があります。

質疑番号	実施要領又は仕様書の項目番号	質疑内容	回答
20	仕様書 7. 業務計画書の作成	「契約締結後、速やかに業務計画書を作成し市に提出すること」とあるが、具体的な提出期日は定まっているか？	第1回基本構想策定委員会の開催を6月下旬に予定していることから、速やかに提出してください。
21	仕様書 9. 成果品	成果品の提出期日は決まっているか？最終提出までに中間報告書の作成は求められるか？	成果品は本業務の完了後、2週間を目処に提出してください。 中間報告書の作成及び提出を求めることは予定していません。
22	実施要領 5. 募集方法 (2). ウ. ③ 統括責任者予定者の経歴書（様式3）	③に統括責任者予定者が公立図書館運営の実務経験を有している場合は、その旨を記載することですが、実務経験とは、アドバイザーやプロデューサー等の非常勤職員ではなく、一定期間以上、常勤職員として窓口等において直接の市民サービスのあたる経験と解してよろしいでしょうか。	参加資格に関する質問の受付期間及び回答は終了しているため、回答いたしません。